

事 務 連 絡
令和 7 年 9 月 3 0 日

鹿屋市政策推進課長 殿

九州防衛局企画部
地方調整課長 岩崎 准也

滞空型U A Vの鹿屋航空基地への配備計画に関する質問について（回答）

貴職におかれましては、平素より、防衛行政に対しご理解とご協力を頂き深く感謝申し上げます。

さて、鹿政第320号（令和7年9月2日）により要望された標記について、別紙のとおり回答しますので、よろしくお取り計らい願います。

添付書類：別紙

滞空型UAVの鹿屋航空基地への配備計画に関する質問に対する回答

Q 1. 滞空型UAVの導入機種としてシーガーディアンを選定した理由を示されたい。

- 海上自衛隊として滞空型無人機（UAV）に求める必須要求事項を全て満たしていることを確認できたことから、MQ-9B（シーガーディアン）を選定しました。

Q 2. 23機体制とする最終年度の目途を示されたい。

- 23機体制となる最終年度については、今後の機体の取得状況によって変動することから、現時点でお答えできる段階にないことをご理解ください。

Q 3. シーガーディアンを鹿屋航空基地から優先的に配備する理由を示されたい。

- 滞空型UAV（シーガーディアン）の配備先については、機体の性能や特性を踏まえつつ、
- 海自固定翼哨戒機（P-1、P-3C）が配備されている航空基地のうち、
 - 我が国の広大な周辺海域の警戒監視に万全を期することができる場所であって、
 - 整備格納庫の整備等に必要な地積を確保できること
- などを総合的に勘案した結果として、鹿屋航空基地と八戸航空基地に配備させていただきたいと考えているものです。
- その上で、東シナ海を中心として、周辺国が我が国周辺海域における活動を拡大・活発化していることを踏まえ、南西地域における洋上監視体制を早急に強化する必要がある観点から、鹿屋航空基地から配備を開始させていただきたいと考えています。

Q 4. 鹿屋航空基地に最終的に配備される機数を示されたい。

- 滞空型UAV（シーガーディアン）については、鹿屋航空基地と八戸航空基地に約10機ずつ配備させていただきたいと考えています。
- この「約10機ずつ」という配備機数は概数であり、今後導入が計画されている滞空型UAV（シーガーディアン）計23機は、全て鹿屋航空基地・八戸航空基地に配備させていただきたいと考えています。

Q 5. シーガーディアン^①の配備に伴い、将来的にはP-1^②の配備機数が減少するの
か。

- 現時点において、滞空型UAV（シーガーディアン）の配備に伴い、既存の固定翼哨戒機の機数を減少させる具体的な計画はありません。

Q 6. シーガーディアン^①の配備後、鹿屋航空基地の隊員数（操縦士、整備士ともに）の増減はどうか。

- 滞空型UAV（シーガーディアン）の運用に必要な隊員は、既存の航空部隊等の隊員を充てることを想定していることから、配備に伴う人員の増減は見込んでおりません。

Q 7. 令和9年度の運用開始準備を民間企業に委託して行う理由を示されたい。

- 東シナ海を中心に、周辺国が我が国周辺海域における活動を拡大・活発化していることを踏まえれば、あらゆる手段によって洋上監視体制を早期に強化する必要があります。
- 今般、契約先企業との調整を進める中で、令和9年度に飛行を開始できる機体を2機、海上自衛隊が確保できる見込みが立ったところです。
- 一方、令和9年度においては、海上自衛隊要員養成が完了しておらず、海上自衛隊による運用の開始が困難であることが見込まれます。
- また、運用開始に先立っては、警戒監視のための運用要領を確立することも必要となることから、これを早期に実現するため、部外力を活用する形で、滞空型UAV（シーガーディアン）の飛行を早期に開始することとしたものです。

Q 8. 民間企業による運用準備期間中に、シーガーディアン^①は監視活動を行うのか。

- 令和9年度から行う早期導入事業においては、実際の警戒監視で行う飛行に近い態様で飛行を行いながら、各種センサ等の特性を踏まえた最適な警戒監視要領等を検討する計画です。本事業を通じて滞空型UAVを用いた警戒監視要領を前倒して確立し、洋上監視体制を早急に強化していく考えです。

Q 9. 受託企業の予定若しくは選定方法を示されたい。

- 受託企業及び選定方法については、今後の契約にかかわりますので、現時点で答えできないことをご理解ください。

Q10. 鹿屋市に配置される民間企業の人員体制を示されたい。

- 民間企業の社員は、鹿屋航空基地に常駐し、現時点で数十名程度を見込んでおります。

Q11. 民間企業の社員の滞在方法（住居、勤務場所、通勤場所や通勤方法など）を示されたい。

- 民間企業の社員は、鹿屋航空基地に常駐します。それ以外の住居や通勤方法などについては、セキュリティの観点から回答を控えさせていただきます。

Q12. 民間企業の社員は令和 10 年度以降も鹿屋市に駐在し続けるのか。

- 令和 10 年度以降については、海上自衛隊が運用を行います。
なお、滞空型 U A V（シーガーディアン）の整備のあり方については、我が国の人口減少が継続する中でも円滑な任務遂行を可能にするため、部外力の活用も含めて検討を行っているところです。

Q13. 令和 9 年度に鹿屋航空基地に展開する 2 機は、令和 10 年度以降も引き続き鹿屋航空基地において運用するのか。

- 令和 9 年度から行う早期導入事業において展開する 2 機については、令和 10 年度以降も海上自衛隊によって運用されます。

Q14. シーガーディアンの機体の点検・修繕等のメンテナンスは自衛隊が行うのか。令和 9 年度時点及び令和 10 年度以降における実施主体を示されたい。

- 滞空型 U A V（シーガーディアン）の機体の点検・修繕等のメンテナンスについては、令和 9 年度から令和 10 年度にかけて行う早期導入事業の間は民間企業が行います。令和 10 年度以降は、海上自衛隊が運用を行います。
- なお、滞空型 U A V（シーガーディアン）の整備のあり方については、我が国の人口減少が継続する中でも円滑な任務遂行を可能にするため、部外力の活用も

含めて検討を行っているところです。

Q15. 今後整備する格納庫の場所、仕様（構造・大きさ等）、予算額を示されたい。

○ 整備格納庫の整備場所については、滑走路周辺の既存施設を撤去・移設した上で、整備する予定です。

整備格納庫の仕様については、今後、設計等を踏まえ確定していくこととしているため、現時点でお答えすることは困難です。

また、整備格納庫の設計に係る令和8年度概算要求額については、予定価格が類推される恐れがあることから、お答えは差し控えます。

Q16. 鹿屋航空基地に配備するシーガーディアンには武器や弾薬の搭載計画はないとしているが、搭載することは可能なのか。

○ 今般配備される機体に、武器や弾薬を搭載する能力はありません。

Q17. P-1のパイロットがシーガーディアンのパイロットになるのか。

○ P-1のパイロットが滞空型UAV（シーガーディアン）のパイロットを兼ねることになる予定です。

Q18. パイロットを含む、シーガーディアンの運用に携わる隊員・職員の研修や訓練は、どこで行うのか。

○ パイロットを含む、滞空型UAV（シーガーディアン）の運用に携わる隊員・職員の養成は、米国内にある訓練施設において実施することとしておりますが、将来的には国内での教育を検討しています。

Q19. 令和5年に米軍のMQ-9が滑走路逸脱事故を起こしているが、鹿屋航空基地に配備するシーガーディアンにおいて安全対策は行われているか。

○ MQ-9B（シーガーディアン）は、新たに再設計された航空機モデルであり、MQ-9とは異なる機種であることが確認できております。

○ その上で、MQ-9B（シーガーディアン）は、安全性に係る所要の証明を米国政府から受けている機体でもあり、防衛省としても、導入を決定するにあたり、安全に任務遂行できる機種であることを確認しています。

Q20. シーガーディアンは、市街地上空の飛行や低空飛行を行うか。

- 離着陸時に陸上を飛行する際は、住宅地の直上を可能な限り避ける等、地元の皆様への負担が最小限となるように運用してまいります。
- また、離着陸以外では、陸上における低空飛行は実施しません。